

近世初期における普請について

三 鬼 清 一 郎

はじめに

一、普請と作事

二、田地の普請―新開をめぐって

三、尾張の荒地開墾と陰陽師

四、陰陽師の実態

五、「生きている土地」の観念
おわりに

はじめに

中世末期から近世初頭にかけて、築城や川除普請など大規模な土木工事が全国的に実施された。戦国大名の雄である後北条氏の場合、一門や家臣に対し、領国検地によって確定づけられた基準役高を設け、本役・半役など個々の事情に応じて役儀を負担させ、軍事的緊張関係に対処した。永禄二年に集成をみた「小田原衆所領役帳」¹⁾には、家臣が地域的グループの衆として編成され、個々に知行高と郷村名が記され、従来からの役高・除役高、検地によって新たに加えられた役高・

寄子給などの内訳が明示されている。「大普請之時半役可出之」といった記載もみられる。

豊臣政権下においても、大坂城・聚楽第・方広寺大仏殿・名護屋城・伏見城など大規模な普請が、公儀権力としての威信をかけて行われ、封建的ヒエラルヒーの下に統率した全国の大名を、この工事に駆りたてた。文禄初年における「伏見普請役之帳」²⁾には、二百四十万二千石の徳川家康を筆頭に、百四十余の大名の役儀高が記されている。家康に対しては、文禄二年九月九日に京都の普請奉行衆より、一万石につき二十四人の人足を出すよう命じられたが、この割合でいけば五七六五人が徴発されたことになる。ただし、人数の指示は秀吉朱印状によって個々の大名に行われており、たとえば、五十五万一千石の上杉景勝に対しては四千人³⁾、五十三万石の佐竹義宣に対しては三千人⁴⁾と、必ずしも一率の基準で課せられたわけではない。

戦国大名制下と豊臣政権下では普請役の徴集方法は異なるが、内容的には共通するものがあることは当然で、それが個々の具体的な歴史条件のもとで、さまざまな形で発現されるにすぎない。その場合、普請という語にこめられている内容はどのようなものであろうか。ここで

は、特定の普請工事をめぐっての労働力編成や職人組織などを検討するまえに、この語のもつ本来的な意味について考察し、そこから、近世初期における普請の歴史的意義を明かにしていきたい。

一、普請と作事

元和三年版『下学集』によれば、「普請諸人作事故云普請者也」⁽⁶⁾とある。ひろく大衆に頼み求めて、共同で何かをなしとげること、すなわち「普く請」して「事を作す」ことが普請の本来の意味であろう。普請と作事は一般に区別されており、邦訳の『日葡辞書』⁽⁷⁾は、普請(Fuxin)と「工事又は仕事」、作事(Sacuji)に「建築工事」という語をあてている。江戸時代において、幕府や諸藩の職制で普請奉行と作事奉行は役割を異にしており、前者は陣営の造建、城郭の破却など土木工事を監督し、後者は建造物の新営・修繕など建築工事を統轄した。今日では、作事という語は一般に用いられず、家を新築するような場合でも普請工事とよばれ、作事は普請に包摂されているが、少くとも近世においては、普請と作事は明確に区別された概念であったように思われる。

普請とは、ほんらい禅宗寺院の内部で用いられた言葉である。『仏教語大辞典』⁽⁸⁾によれば、次のようになっている。

功德をあまねく請いねがうの意。

①禅林において、僧衆を集めること。

②衆を集めて労役に従事(作務)させること。禅院の修行者がそ

って労役に従うこと。禅の修行者が総出ではたらくこと。

③家を建てること。

さらに②の説明として、普請は労働の均等化を意味する。建築など労働をするときには、寺内の者は全員参加し、一人でも休む者があつてはならないので、このように称すると禅宗では解釈している、と述べられている。「共作者謂之普請」⁽⁹⁾という言葉もある。

普請と作事の区別が必ずしも判然としない場合もある。たとえば伏見築城に関する記事で、「伏見御普請各不致油断体ニ候」⁽¹⁰⁾（『駒井日記』文禄二年壬九月六日条）、「今朝伏見作事之事并大閣様当国御鷹野之儀被成御尋」⁽¹¹⁾（同、文禄二年十月四日条）のように、両者はほぼ共通するものを指しているかみえる。だが、作事の場合、たとえば「冷泉屋敷今日ヨリ作事、京都ヨリ大工衆被召寄了」⁽¹²⁾（『言経卿記』天正十四年五月十日条）、「当門作事也」⁽¹³⁾（『義演准后日記』慶長三年十一月五日条）のように、すでに整地されているところへ建築する際に用い、それを撤去すればもとの状態に戻すことができるから、土地そのものに対する変更は少しも加えられていない点の特徴である。作事にかかわるのは、大工・木挽・壁塗・釜塗・畳刺などの職人である。

これに対して普請は、大地に自然に対して人為的な変更を加える意味を内包している。たとえば、取出普請（『家忠日記』天正九年七月三日条）、堀普請（同、天正九年七月八日条）、城普請（同、天正十二年十一月四日条）、橋普請（同、天正十八年九月廿八日条）などがある。このほか、路次普請（『兼見卿記』⁽¹⁴⁾天正六年九月三十日条）、葺之

普請(『上井覚兼日記』¹⁴天正十二年五月十五日条)、たいかうひてよし
こう御ちんしよ、御ざところの御ふしん(『大かうさまくんきのうち』¹⁵
天正二十年三月一日条)、河大普請(『大和田重清日記』¹⁶文禄二年十一
月十二日条)、黒谷普請(『舜旧記』¹⁷文禄五年七月十七日条)などがあ
る。

また、一旦変更された自然に、更に手を加えて元の状態に戻した
り、自己の都合によいように改変する場合「普請掃除」の語が用いら
れた。いずれも敵方の城を奪い、それを破却した場合に使われている
ようである。「然而大坂退城之後、頓て信長公御成有而此所可被成御
見物、其意を存知、端々普請掃除申付」(『信長公記』¹⁸天正八年八月二
日条)、「取鳥(鳥取)相果、城中普請掃除申付、城代に宮部善祥坊入
置訖」(同、天正九年十月廿五日条)、「土橋平次構攻干、残党討果し
普請掃除申付、織田左兵衛佐為城代被入置候キ」(同、天正十年二月
八日条)。

したがって、普請と作事は内容的に重なりあう面もあるが、大地
自然に対して何らかの変更を加えるか否かという点に、両者の区別が
あるように思われる。

二、田地の普請―新開をめぐる

普請の語義が、大地に対する人間の働きかけを意味し、本来あるべ
き姿と観念されていた自然景観に一定の変更を加えるものであるとす
るならば、その最も著しいものは荒撫地の開墾であろう。未開の原

近世初期における普請について(三鬼)

野は勿論、河川の氾濫や山崩れ・地すべりなどによって荒れはてた土
地を復旧し、耕作可能な状態に改める行為は、人間の営みとして最も
本質的なものといえよう。『兼見卿記』には次のような記事がみられ
る。

。新開田地普請(天正十年五月廿三日条)

。田地之普請(同年五月廿四・廿五日条)

。田地之普請悉出来、百姓申付了、今度一町五段出来、自当年上田
也(同年五月廿八日条)

ここでは、新田開発が田地の普請と呼ばれ、数日間の労働によって
上田が得られ、百姓を仕付けたことが知られる。荒地の開墾には多く
の労働力が投入され、共同で作業を行うという意識が強く働いたこと
は容易に想像されよう。『兼見卿記』には、ほかにも次のような記事
がみられる。

。田地新開普請、先年新開之近所也、自今日普請仕初了(天正十二
年二月廿九日条)

。自早々田地之普請、新開(同年三月十日条)

。新開之田地宅段大、此間普請三日、悉出来訖、去年以来田地十七
段開之、予所ヲ見合如此、子孫可存知此旨者也(同年三月十一日
条)

。川原普請、堀溝也(同年三月廿七日条)

。自早々川原田地普請申付、与一・左介兩人奉行申付之(同年四月
十七日条)

。新開之普請、北之土居ヲ取、東ヨリ之道筋直ニ作之、田地之中、所々之上下、直ニ作之、今日悉出來了(同年五月九日条)

ここでは、僅かな日数で完了する小規模の開発であっても、一年分を合せば一七反にものぼっており、大規模工事には奉行人をたてて工事を督励していたことが知られる。新開の田地に道をつくることを含めて、普請と意識されていた。江戸時代においては堤・川除・道橋などの工事や補修は地普請⁽¹⁹⁾として、代官の重要な任務とみなされていた。

新田開発も含めて、一般に普請を行う場合、それに先立って、宗教的・民俗的な儀式が行われることが多い。それには、自然景観に一定の変更を加え、大地に人間の手を入れ、あるがままの状態を破壊することに対する、ある種の感慨がこめられているように思われる。また、天皇・皇族や將軍など身分の高い人が死去した場合、歌舞音曲とならんで、普請も一定期間は禁止されていたことから、何か特殊の意味あいが含まれていることも予想される。このことは、人間と自然とのかわりについて考える手懸りを与えてくれるのではないかと思われる。以下、豊臣期を中心とする近世初期における普請について、その実態と性格を検討することを通じて、この問題に迫っていきたい。

三、尾張の荒地開墾と陰陽師

文禄二年に秀吉の強い意向ではじめられた尾張の荒地開墾は、実子

秀頼の誕生という偶然的契機で更に深刻化した関白秀次との関係のなかで、秀次の領国に対する政治的監察という意味をもっていた。このとき、陰陽師が畿内を中心に集められ、領内の各地に配置され、開墾のための労働力として利用されたことは既に知られている⁽²⁰⁾。

『駒井日記』文禄二年十二月二日条に記されている「尾州國中御置目等覚書」は、この開墾の基本方針を記したものである。尾張八郡へ秀吉側が各一〜二名、秀次側各一名の奉行を遣し、秀吉側奉行の主導ですすめられ、荒地の実情を詳細に調査し、夫役の三ヶ年間免除・給人軍役の半減と知行権の三ヶ年召上げなどを条件に、翌年正月十五日より惣国普請として実施することが定められているが、その最後の条項に「陰陽師共在々江可被遣事」とある。

また、尾張国中の先高・検地高および減小分の目録が作られ、給人の知行高・検地帳・蔵入分なども帳に仕立てられ秀吉に供覧されている。秀吉は參州吉良への鷹狩という名目で尾張領に対しても睨みをかきかせ、十二月十四日に大坂城に帰るとすぐに具体的な指示が出されている。すなわち、百姓に対しては正月五日より築堤工事につくことを命じ、年貢米の運搬や飯米給付などについて詳細に定めている。荒地を開墾した百姓に対しては、その年の年貢を免除し、清洲町へ出て来た者は在々へ戻し、没落して他郷で小者となっている者を還任させ、再び百姓に立ちかえらせようとしている。「百姓親子并親類家一に二世帯不可住、別々に家を作可有之事」という、かつて「太閤検地論争」のなかで大きくとりあげられた条項も、この「御覚書」のなか

含まれている。

陰陽師に関するものとしては、「算置共ハ荒地之在所^江こさせ荒地をおこし、其物成其年一年之分を一円に被下、翌年よりハ如御置目年貢可致執沙汰事」と、一般百姓と全く同じように扱っていることが注目されるが、文禄三年三月十日に「京都其外唱閑尾州荒地おこしに被遣候様にと民法申上、上意には陰陽師書付上次第に尾州へ可被遣由民法へ申遣」とあり、京都の町を統轄している前田玄以（民部卿法印）が関与していたことが知られる。翌十一日に玄以によって陰陽師が、京より一〇九人、堺南北より一〇人、大坂より八人の計一二七人が集められ、尾張へ送られたことが知られるが、尾張のどの地域に割付けられたかが未決定のため、陰陽師が玄以に対して嘆願している。尾張で荒廃の甚しいのは清洲近郊のようで、また、秀吉が尾張へ下向する際に最も目にふれやすいところへも重点的に陰陽師を配置したため、決定が延引したものとみられる。この間、秀次の側近である駒井重勝は、尾張に在国している三好常閑（秀次の実父）や、堤惣奉行として秀吉から派遣された徳永寿昌へ書状を遣し、陰陽師の割符について詳細な点まで打合せを行っている。陰陽師を河原者・小者と同列に、たんなる労働力として扱うものであるならば、このような配慮は不必要の筈である。秀吉の生国である尾張の荒廃が深刻化していることは当然であろうが、その復興を秀吉の手によって実現させることが、関白秀次との関係において緊要の課題であり、そのための切り札として、陰陽師のもつ呪術的な威力に期待がかけられている状況がうかがわれ

近世初期における普請について（三鬼）

る。

三好常閑と徳永寿昌による陰陽師の割符帳は三月廿四日に出されているが、それによれば、一〇九人が京より、うち一人が清洲で死亡、一〇人が堺南北より、六人が大坂より、六人が奈良より、計一三一人となっている。荒地への配分は清洲を起点に、萩原・津島・宮（熱田）の三方の道と一宮より津島の道となっている。近世において、萩原は美濃路の宿駅で大国霊社（国府宮）に近く、津島は桑名へ通ずる佐屋路に接し、織田氏以来の信仰をあつめた津島社を擁し、木曾川の氾濫によって最も打撃をうけた地域であった。熱田は言うまでもなく東海道の宿駅で、桑名と結んだ渡し場として海陸交通の要衝であり、熱田社とともに栄えた町場として著名である。一宮は尾張（清洲）と岐阜をつなぐ岐阜街道の拠点で、真清田社は尾張一宮として知られている。したがって、陰陽師が配置されたのは、清洲城を中心に、尾張西部の四ヶ所を結んだ交通の盛んな場所であり、いずれも宿駅またはそれに準ずる町場であるとともに、領民の信仰をあつめる神社の所在地という点が共通している。尾張東部の春日井郡や愛知郡の大部分、それに知多郡は対象から外されている。これによって、秀吉による尾張復興計画が何を意図したものであるか、推察することができるように思われる。

陰陽師の調査は畿内以外でも行われており、あるいは全国的に実施されたとも思われる。羽柴秀保の領国である紀伊国でも、次のような指示がなされている。²²⁾

紀伊国中陰陽師相改、女子共ニ民部卿法印・浅野弾正少弼・石田治部少輔ニ急度引渡候様、堅可申觸候、為其高札遣候、不可有油断候也

十一月廿日 秀保

桑山治部卿法印

藤堂佐渡守とのへ

秀保が兄・秀長の死後、大和郡山城主となり、紀州を領有するのは天正十九年一月のことであるが、その年内は、たとえば石田三成は島津領の問題にかかり切りになるなど、全体として朝鮮出兵の準備に忙殺されており、天正二十年には三成と藤堂高虎は外征中であつた。しかし、三成は翌文禄二年秋ごろ、明の講和使節に前後して帰国しており、浅野長政もその年の初めに渡海したが、ほどなく帰国し、十一月には甲斐一国を与える旨の秀吉の領知判物を、子の幸長とともに受けている。高虎も十一月頃に帰国している。前田玄以と桑山重晴は国内に留まっていた。同年十一月五日に秀吉が出した大坂城中に関する掟書によれば、前田玄以・浅野長政・石田三成の三名が二の丸門の定番についての置目を定めているので、同じ時期にこの三人が奉行人として陰陽師の引取りにあたることは、極めて自然のことと思われる。文禄三年には三成は九州の島津領や東国の検地、長政と玄以は畿内検地や伏見築城に携わるなど、活躍する場が異っており、一致して陰陽師改めに関与することは困難な事情にある。なお、秀保の死は文禄四年四月であるから、それ以後に下ることはありえない。したがって、紀

州における陰陽師改めは文禄二年十一月と推定されるが、尾張における荒地開発が一段落したのち、その補充または追加の目的で実施されたものであろう。ここで集められた陰陽師が、尾張の開発に投入されたということを裏付ける史料は無いが、尾張の築堤工事は文禄四年まで引続いていた。いずれにせよ、陰陽師は秀吉の奉行人に引渡されるのであるから、豊臣政権が実施する荒地開発に不可欠の要員として、使役が目論まれていたであらう。

四、陰陽師の実態

村山修一氏の研究などによって知られるように、陰陽師は律令制下においては中務省所管の陰陽寮の官人として、卜筮・占星・漏刻等を行い、改元・編曆・天文といった天下国家にかかわることがらに携わり、宮廷・公家社会に重きをなした。大宰府・鎮守府や一部の国にも陰陽師・陰陽博士が制度として置かれている。鎌倉期に入ってから陰陽師は土御門家が支配するところとなったが、他方、法師陰陽師とよばれる民間の陰陽師は、日月や十干十二支の運行配当から吉凶をうらない、陰陽五行説に基いて、日常生活のなかに日時・方位など多くの禁忌をもちこむことによって、庶民の間に滲透していった。それは、自然界の事象を相生相克の理法によって人間界の動きに結びつけるもので、儒教や道教はもちろんで、神道や仏教ともつながりを持ち、いわゆる福祿寿の三徳を兼有したいという現世的な願望を根柢にもつものであった。

天文年間に土御門（安倍）有春は従二位として『公卿補任』に名を連ねているが、永祿年間には若狭に在国することが多く、あるいは上洛と下国をくり返している³⁴。永祿十二年に有春は死ぬが、その子の有脩は天正元年十月に従三位に叙せられ、刑部卿となり、同三年十一月には山城国上鳥羽内一〇石の地を信長から宛行われている³⁵。同五年正月の有脩の死後は、永く『公卿補任』に名が見られなくなる。しかし、その子の久脩は、天正元年十二月に僅か十四才で陰陽頭となり、累進して同八年十二月に正五位下・天文博士となり、後陽成天皇の聚楽行幸に際して、秀吉から次のような朱印状を得ている³⁶。

就今度聚楽行幸、近江国高嶋郡海津西庄真野内五拾石事令宛行早、
弥被勸御奉公、其家道ニ可被相嗜候也

天正十六

卯月十五日 ○秀吉朱印

土御門とのへ

このとき二〇〇石が与えられたのは近衛³⁷・大覚寺³⁸ら、一〇〇石が与えられたのは万里小路³⁹・三千院⁴⁰などであり、久脩が受けた額は僅かではあるが、秀吉が諸公家・諸門跡に配分した八千石の地の一部を得、家業である陰陽道に励んでいたことが知られる。なお、天正十九年九月には、山城国吉祥院村内一七石を、洛中の地子替として秀吉から与えられている⁴¹。

陰陽道家としての久脩は、天正十四年六月に東院の御所の地主神の祈禱を行ったという記録があり⁴²、父の有脩は永祿十三年三月に地震の

近世初期における普請について（三鬼）

占文を進上している⁴³。このほか、地鎮祭を挙行した例もみられる⁴⁴。したがって、土御門家はもっぱら地の神を祀る儀式にかかわっていたことが知られる。

しかし久脩は、文祿年間には秀吉の怒りにふれて出奔したようで、『公卿補任』にも「：出奔違武命」とあり、関ヶ原の戦後の慶長五年十一月に復帰している。諸国の陰陽師に対する弾圧ともいべき尾張の開墾への強制使役と久脩の出奔とを結びつける確証は得られないが、時期的に重なり合っており、何らかの因果関係があるように思われる。久脩は元和七年正月に従三位に叙せられるが⁴⁶、土御門家が諸国に散在する陰陽師を配下に収めるのは江戸時代中期である。天和三年九月に、諸国陰陽師を支配すべき旨の勅許が出され⁴⁷、これを告げる將軍綱吉の朱印状を得ており、享保四年五月にも、將軍吉宗の朱印状⁴⁸が与えられている。その後の民間陰陽師は、土御門家に上納金を支払って日や方角の吉凶を記した暦頒布に携わり、地鎮の祭祀や種々の災害から免れるための被いなどを行っていたようである⁴⁹。

豊臣期における民間陰陽師は、もちろん土御門家の支配下に入っていない。秀吉は彼等を尾張の開墾に強制使役したが、他方では諸役免除の特権を与えて保護した例もみられる。近江国伊香郡森本村の舞々太夫・陰陽大夫に対して、天正十一年三月に次のような指令を出している⁵¹。

森本舞々大夫并陰陽大夫共之事、人夫等之義令免許候、若此一在所之内、或侍之衆或百姓等、雖為一人相拘ニをひてハ、任請狀之

旨、可加成敗者也

三月廿七日 秀吉 押花

もりもと

大夫中

この秀吉によって与えられた役儀免除の特権は、慶長六年九月二日付の林伝右衛門尉時才判物や、欠年で十月廿二日付の彦坂小刑部元政判物などによって、江戸時代に入ってから維持されていたことが知られる。

森本村の特権は、天正初年に秀吉が長浜に入部した折の功勞によるもので、このときも長浜にあって、柴田勝家に対峙していた。舞々大夫については、かつて浅井氏に仕えた舞人のことで、鶴松大夫といった名人を生み出したという説明がなされている。だが、民間陰陽師は、先祖祭祀・地鎮・病氣快癒などの祈禱や諸々の占いをするとき、祭文を誦し、弓弦を叩き、神楽を舞うということであるから、ことさら「舞人」とする必要もないように思われる。

森本村陰陽師に対する特権付与は、逆にいうなば、一般には夫役賦課の対象とされることを意味する。前述した『兼見卿記』には、次のような記事がみられる。

天正十一年十月、洛中の妙顕寺屋敷普請に際して、吉田兼見（當時は兼和と名乗る）は、前田玄により川原者を普請に出すよう突然の催促をうけた。彼は奏者の松田政行のもとへ使者を遣し、みずからも玄以の許へ出向いて承伏し難い旨を訴えている。玄以は、足利義昭が将

軍だった時の例に従ったままで、その際に被官の川原者が出ていないならば、今回も同じ措置をとると答えたので、帰宅後に事情をただすと、義昭のときには諸役はかけられなかったが、槇島城普請の際に一人ずつ二度徴発されたことがあり、村井貞勝のときは諸役免除だったということが分かったので、その旨を伝えて一件落着いている。この妙顕寺跡の屋敷普請は大規模なもので、外濠を掘ることに下京の町民が動員されたことが知られている。なお、被官の川原者は兼見によって動員されており、「河原者廻藪垣申付之」といった記事がみられる。いずれにせよ、河原者は普請を行う際の主要な労働力とみなされていたのである。

民間陰陽師は河原者そのものではないが、実体としてそれに近い存在で、特定の権門と被官関係に入っていないのが一般的であるから、この時期における普請に動員されることは当然であろう。農耕からも切り離され、占いや祈禱で生計をたてる者は、秀吉の目には「奉公をも不仕、田畠もつくらざるもの」と映り、天正十九年八月の「身分法令」によって村落内に居住が許されなくなるのである。それと同時に、田地の普請・新開を行うためには、陰陽師のもつ呪術的力が大いに役立つと観念されていたことが、大規模な陰陽師狩りを招いたように思われる。

五、「生きている土地」の観念

笠松宏至・勝俣鎮夫氏らによって明かにされた徳政や地発といった

事象は、中世社会における土地と人間とのかかわりについて、従来の観念をうちやぶる根本的なことがらを提起している。すなわち、土地は開発されることによって生命を付与され、生きている土地となるということである。その土地が、売却・質入れなどによって開発者の手を離れ、他人のものとなると生命が失われ、仮死の状態となる。土地が開発主体と結びついていることが本来の姿で、両者が切り離された状態が異常なものであるとするならば、たとえば借金の担保として質入れし、高利貸の手に渡った土地を開発者¹¹本主が取戻す行為は、仮死状態の土地を蘇生させることで、たとえ大挙して貸借関係の破棄を要求する行為にでたととしても、土地と人間との関係を正常な状態に復帰させることであるから、社会的に容認されるべきものである、という観念がひろく存在したことを意味している。これによって、徳政・徳政令の本質や、徳政一揆を支えた民衆の意識などが明かにされた。

近世初期において新田開発が田地の普請とよばれたことは、開発主体と土地との強固な結びつきという観念が、基底として続いていることを予想させるが、もはや中世と同じような状態ではありえない。開発それ自体が領主権力の主導で、多くの労働力を投入して行われるのが一般的で、かつての土豪・地持など在地領主層が自らの力量で切り拓いた土地も、上級領主の安堵をうけねばならず、百姓の場合では、検地をうけてはじめて所持が認められるもので、若干の鎌下半年が明ければ年貢納入の義務を負わされ、夫役も容赦なく課せられることが一般的であった。土地に生命を付与するという現象には程遠くなくなっ

近世初期における普請について(三鬼)

いる。

また、土地に生命を付与するという開発は、無機物に擬人格を与えるものであるが、一面では自然景観を破壊することにも連なるので、ヨーロッパ社会のように、ただちに容認される行為であるかどうか、考える必要がある。ヨーロッパ社会では、人の手を加えずに放置しておけば、¹²「森が追ってくる」ように、森林が人間の居住地を押し潰すほどの拡りをみせ、そこに棲む狼などの野獣によって、家畜はもちろん人間の生命までも危うくされる状態であったから、つねに大地を切り開くことが課題であり、人間に征服されてはじめて、本来の自然の姿となるのである。多くの民話や伝承が示すように、森は悪魔のかくれる場所でもあったから、開発それ自体が最も人間的な営みであったといえよう。

しかし日本人の自然観はこれと同じではない。土地には地の神が宿り、それを含めた自然界すべてに神々が宿ると考えられ、自然は開発の対象物というよりは、畏敬の念を強く抱かせる存在だったのである。このことは、在天の唯一絶対神しか認めないヨーロッパ人には理解に苦しむところであったと思われる。キリシタン宣教師は我國の神・仏を *Canis & Fatoques*⁽³⁾ と複数形で表現しているが、そのこと自体に、強い驚きの感情がこめられているようにもみえる。まして「地の神」の存在などは、想像を絶することだったであろう。

日本においては、開発によって土地に生命を付与するという正当な行為であっても、自然景観に人為的変更を加えることは、地の神の怒

りにふれることと観念されていた。それゆえ、開発Ⅱ普請に先立って、地の神の怒りを鎮める儀式が必要だったのである。田地の普請Ⅱ新田開発の場合も同じである。開発を手放しで礼賛するヨーロッパ的発想とは、かなりの隔たりがある。

普請を行う場合、地の神に供物を捧げる行為は古くからあったようであるが、仏教が伝わってからは、地鎮壇の法という密教にのつった地鎮めの祭が行われた。⁶⁴これは、土器その他を埋納するもので、神官が行う地鎮祭にあたる。地鎮祭は神主が主催し、神体となる忌物を奉鎮して土地の神を和らげる祭儀であるが、これに似たものに地曳祭⁶⁵がある。地曳祭は大工の棟梁が斎主となり、敷地の草を斎鎌で刈り、斎鉞で地を曳きならすもので、地鎮祭と地曳祭は合体して行われる場合もあるが、本来は別個の祭儀とされている。これは、先述した普請と作事との区別に対応するものと思われ、興味ある事実である。このほか、陰陽師がつかさどる土公供の祭儀があった。⁶⁶これは一般に土公祭とよばれ、祭壇の前方に掘った穴へ水・香・花・粥・酒などをそそぎ、修法が終ってから、供物・幣串・銀銭などを埋め、その上に土をかけてよく固めるもので、俗家で行われる地鎮とされている。

近世前期には、築城や川除工事などが盛んに行われ、また、新田開発が田地の普請と観念されているように、一般民衆は日常的に自然を破壊する行為とかかわらなければならなかった。このとき、人間と自然・神とをとり結ぶものが民間陰陽師であったと思われる。彼等は村落に深く根づき、神道の教義や密教の加持祈祷などを織りこんだ地鎮め

の祭りをを行い、種々の占いや無病息災の祓などをとりまぜ、日常生活に滲透していったと思われる。彼等の生態について記した文献は乏しいが、たとえば狂言のような民衆芸能のなかに、土御門家の系統をひく山伏的な陰陽師の姿が描かれている。⁶⁷時代は異なるが、三河万歳・知多万歳なども土御門家より免許状をうけた下級の陰陽師で、通常は卜筮や祈祷を業とする者であったといわれる。⁶⁸

陰陽師は江戸時代中期から土御門家の支配下に入ったこともあって、一部の者はそれを通じて禁中の祭祀に奉仕し、これによって天皇との結びつきを強く意識したようである。たとえば、河内地方の陰陽師集団からは、神役奉仕の家柄であることを理由に、明治三十三年に士族籍編入の訴えが出され、⁶⁹これを当時の貴族院議員・土御門晴栄が支援している。河内・摂津・近江・丹波などに散在する民間陰陽師は、宮廷における陰陽道祭祀に具官として歴代参仕していた。⁷⁰皇居をはじめ、寺社・城郭・邸宅などの造営や、道路・橋梁・河川などの工事の際、民間陰陽師が活躍したものと思われる。なお、一般に普請の際には「地鎮」の儀式が行われたが、作事の場合は「方違」がなされたようである。⁷¹

ところで、尾張の開発に民間陰陽師が利用されたことは、いかなる意味があるだろうか。秀吉自身、新邸造営の折には「地ならし」⁷²を奉行し、曆を進上させ、⁷³また、出陣のために吉日を選ぶなど身近に陰陽師を近づけていたかにみえ、また、近江・森本村の陰陽師に諸役免除の特権を与えて保護するような方策をとったが、全国に散在する民間

陰陽師は、かつては開発の主体となった土豪的存在でも、もはや何の生産活動にも従事せず、年貢・諸役とも果さぬ無用の存在にすぎなかった。無謀な朝鮮出兵に九州・四国・中国地方の大名をつぎこみ、その他の地域の大名も肥前・名護屋に参陣させ、順次渡海を指示していた文禄二年には、伏見城普請がはじめられようとしており、すでに着工されていた方広寺大仏殿の普請にも、全国から木材が集められ、職人が大量に動員されていた。兵糧米の徴収によって一層重い年貢を課せられ、陣夫役・水主役や種々の夫役に徴発されている農民・漁民にわたっての苦痛は更に著しいものであったと思われる。

新たな名目で普請役を賦課する余地がないほど逼迫した条件の下で行われた尾張の開発は、秀次領に対する政治的監察のほか、秀吉の出生地という特殊事情もあって、かえって徹底した形で行われたが、築堤工事には、飯米は支給されるものの、「山よせに不限、在々家なみに罷出」と、農民に対して苛酷なものであった。また、この一連の普請が「荒地おこし」とよばれるように、木曾川の堤防決壊によって荒廃した田畠の復旧を目的とするものであった。陰陽師の投入は、浮遊労働力の利用として現実的に役立つとともに、起返した土地が再び水害におびやかされることなく、安定した生産が確保できることを祈願するため、彼等のもつ呪術的な威力に強い期待がかけられていたにほかならない。津島を中心とする街道沿いの四方方向に計画的に配置されたことが、そのことを物語っている。

尾張の開発には、一般百姓を軒役として動員するほか、小作百姓・

近世初期における普請について (三鬼)

小者・被官など隷属性の強い者も大量に投入されていた。彼等は新たに耕地化されたところにすえられ、やがて小農として自立することによって、生産力発展の担い手となるコースが予定されていたであろう。上方から連れてこられた民間陰陽師も、その中に組み入れられていた。秀吉にとっては、呪術や易占などを営む都市の浮遊民を社会的に一掃する効果も同時にもっていたといえよう。皮肉な結果ではあるが、民間陰陽師は、尾張の荒地開墾という強制労働に従事させられることによって、地の神を鎮めるといふ儀式に、みずから関ることができたのである。

おわりに

近世初期には、大坂城をはじめとする大規模な築城が相ついで行われ、また川除普請など生産条件の安定化のための営みも全国的に行われた。それぞれが強い歴史性を秘め、特有の方法で遂行されたことは勿論である。普請は作事と異って、自然に対して一定の変更を加えるものであるから、地の神を和らげるための儀式を伴うが、この点は、ヨーロッパは勿論、中国など他のアジア社会では見ることのできない、我国独特の現象ではないかと思われる。それは、自然観をめぐっての彼我の相違とも関っている。

天にのみ神があり、唯一絶対神をいただくキリスト教にとって、地の神をはじめ、神は万物に宿り、その神も仏教と混濁し儒教をもとり入れている神儒仏一体の思想は、あまりにも異質の存在であった。戦

国末期に我国に渡來したキリスト教のその後の変遷過程を考えると、前近代社会においてそれが落した影の大きさに、改めて気づかざるをえないのである。

〔附記〕

北村忠夫先生には、御専門の西洋中世史をはじめ、多くのことからについて御教示にあずかり、御指導いただいた。先生の御退官に際し、感謝の気持を表したい。

注

- (1) 杉山博校訂『小田原衆所領役帳』(近藤出版社)
- (2) 『当代記』卷二所収「惟時伏見普請役之帳」(『史籍雑纂』第二、六二、六六頁)
- (3) 『家忠日記』二(臨川書店)二三八頁。
- (4) 『上杉家文書』(一)、八五八号。
- (5) 佐竹文書(一)(東大史料編纂所・影写本)
- (6) 『下学集』卷下、徳芸門第十(古辞書叢刊八第二、新生社)八五頁。
- (7) 『邦訳日葡辞書』(岩波書店)二八八頁、五四七頁。
- (8) 中村元著『仏教語大辞典』下卷(東京書籍)一一八〇頁。
- (9) 竜谷大学編『仏教大辞典』第六卷(富山房)三九八〇頁所引、「僧史略」卷上・別立禅居の項。
- (10) 改訂史籍集覧第二十五冊。
- (11) 東大史料編纂所編纂・大日本古記録(岩波書店)
- (12) (13) 史料纂集(統群書類従完成会)
- (14) 東大史料編纂所編纂・大日本古記録(岩波書店)、なお、苙の意味は不明という注記がある。
- (15) 斯道文庫編・古典叢刊之三(汲古書院)
- (16) 東大史料編纂所・影写本。
- (17) 史料纂集(統群書類従完成会)
- (18) 改訂史籍集覧・第十九冊。
- (19) 勸農固本録(日本経済大典・第四卷、五九三頁)
- (20) 小島広次「豊臣政権の尾張支配」(『清洲町史』所収、一九六九年)。なお、『駒井日記』に基いた記述は、以下において注記を省略した。
- (21) 唱聞は唱聞(門)の誤植と思われる。唱門師・声聞師は河原者で、実体としては民間陰陽師と変らない存在だった。
- (22) 伊藤文書(東大史料編纂所・影写本)
- (23) 旧記雑録・後篇卷二十六、(『鹿兒島県史料・旧記雑録後篇』(一)、四九四頁以下)
- (24) 天正記・第七卷所収「ちやうせん国都おもて出勢のしゆ」、神田孝平氏所蔵文書(二)(東大史料編纂所・影写本)、その他。
- (25) 金沢工業大学図書館所蔵文書(東大史料編纂所・写真帖)、鍋島文書(四)(同・影写本)、その他。
- (26) 野村百次郎氏所蔵文書(同・影写本)、『小早川家文書』(一)・三二六号、『浅野家文書』三二二号、その他。
- (27) 高山公実録・卷之四(東大史料編纂所・影写本)、その他。
- (28) 古文書纂・(四)(同右・影写本)
- (29) 長谷場氏文書(同・写真帖)、佐竹文書(二)(同・影写本)、佐竹家譜(同・影写本)、福原文書(同・写真帖)、高台寺文書(一)(同・影写本)、その他。
- (30) 『言経聊記』(一)、文禄四年四月廿日条。
- (31) 『駒井日記』文禄四年四月十二日条。
- (32) 村山修一『日本陰陽道史総説』(塙書房、一九八一年)
- (33) 山本信哉「陰陽道と神仏二教との関係」(『史学雑誌』三十四編八号、一九三三年)

- (34) 以下『公卿補任』第三篇(国史大系本)による。なお、土御門久脩の名が出奔後にこの史料に現れるのは、元和七年に従三位に叙せられたときである。若狭在国については、藤田義男「安部(土御門)家若狭納田終在城考」上・下(『若狭』八・九、一九七四年)参照。
- (35) (36) 土御門文書(東大史料編纂所・影写本)
- (37) 近衛家文書(同・影写本)
- (38) 大覚寺文書(同・影写本)
- (39) 万里小路文書(同・影写本)
- (40) 三千院文書(同・影写本)
- (41) 土御門文書(同・影写本)
- (42) 『お湯殿の上の日記』天正十四年六月十七日条(刊本・(ハ)、八六頁)
- (43) 同右・永禄十三年三月十日条(刊本・(ヒ)、一四頁)
- (44) 同右・明応九年十二月六日条(刊本・(ト)、六頁)
- (45) (46) 『公卿補任』第三編、元和七年。
- (47) (48) (49) 土御門文書(東大史料編纂所・影写本)
- (50) 木場明志「近世土御門家の陰陽師支配と配下陰陽師」(『大谷学報』六十卷三号、一九八二年)
- (51) 森本村共有文書(東大史料編纂所・影写本)、南部文書(同・影写本)。
この文書の年代比定は、天正十一年七月二日付・左京亮の添状(判物)があることによる。
- (52) (53) 上掲・森本村共有文書。
- (54) (55) 『近江伊香郡志』上、五九八頁。
- (56) 木場明志「民間陰陽師の呪法―高知県香美郡物部村『大夫』における事例研究」(大谷大学国史学会編『論集 日本人の生活と信仰』、一九七九年)
- (57) 『兼見卿記』第二、天正十一年十月四日〜七日条。
- (58) 同、天正十二年四月十四日条。
- (59) 同、天正十二年四月十日条。
- (60) 『浅野家文書』二五八号。
- (61) 笠松宏至『日本中世法史論』(東大出版会、一九七九年)第七章ほか。
- (62) 勝俣鎮夫『戦国法成立史論』(東大出版会、一九七九年)第一部第四章ほか。
- (63) 川崎桃太「天正年間伴天連追放令のポルトガル訳文について」(京都外国語大学「研究論叢」十六号、一九七六年)
- (64) 木下密運・兼康保明「地鎮めの祭り―特に東密の土公供作法について―」(柴田実先生古稀記念『日本文化史論叢』一九七六年)
- (65) 安江和宣「地鎮祭と地曳」(『神道史研究』二十一卷五号、一九七三年)
- (66) 前掲、木下密運・兼康保明論文参照。
- (67) 佐竹昭広「狂言の陰陽師」(『国語国文』三十一卷五号、一九六二年)
- (68) 柳田国男「毛坊主考」(『定本柳田国男全集』第九卷、筑摩書房)
- (69) 岩佐貫三「近世における陰陽道思想の歪雑性とその残滓―河内・陰陽戸を中心として―」(『東洋大学「東洋学研究」三三号、一九六九年)
- (70) 山上伊豆母「陰陽道の伝流と土御門『歴代組』の一考察」(『風俗』二巻四号、一九六一年)
- (71) 岡本充弘「院政期における方違」(『史学論叢』九号、一九八〇年)
- (72) 『言経卿記』慶長二年二月八日条(刊本(ヒ)・三〇九頁)
- (73) 『駒井日記』文禄二年十二月十五日条。